

税務行政のDXとデジタルシームレス の今後の展望について

令和8年7月

国税庁 長官官房 参事官

菅沼 哲矢



「税務行政の将来像2023」
(国税庁サイトへ)

※ この資料は令和8年6月時点の情報をもとに作成しています。



目 次

- 1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション・・・ 3
- 2 事業者のデジタル化の促進・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (参考) 事業者のDXの取組状況・・・・・・・・・・・・・・ 24

1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政を取り巻く環境の変化

法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化の進展により税務行政を取り巻く環境が急速に進展する一方、国税当局の職員数や予算額はそれほど増加していない状況。

国税当局を取り巻く環境

法人数



所得税の確定申告件数



経済社会のデジタル化・グローバル化

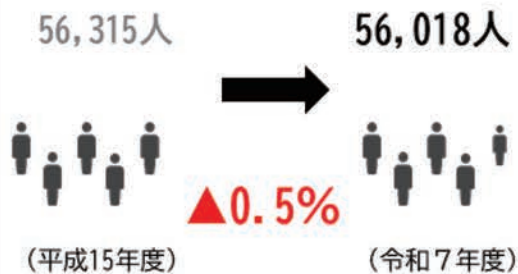
- ・プラットフォームを介したシェアリングエコノミー・ギグエコノミーなど、働き方や収入の多様化
- ・暗号資産取引の活発化
- ・デジタル技術の進展による国際的な経済活動の多様化 等

経済の環境変化による
税務行政上の課題は増加

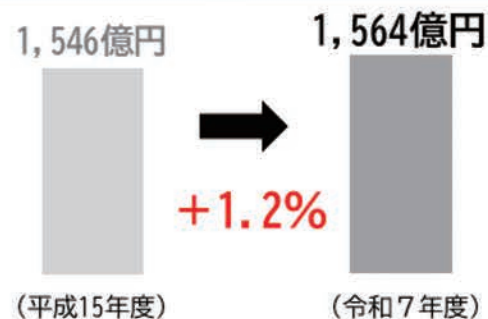
国税当局



国税庁の定員

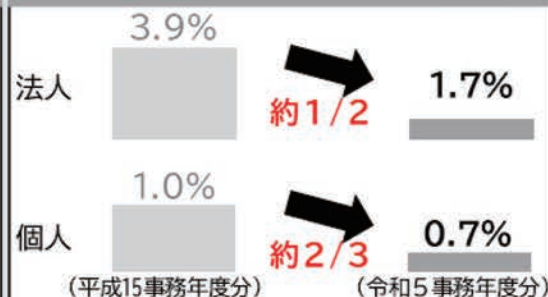


国税庁予算（一般経費）



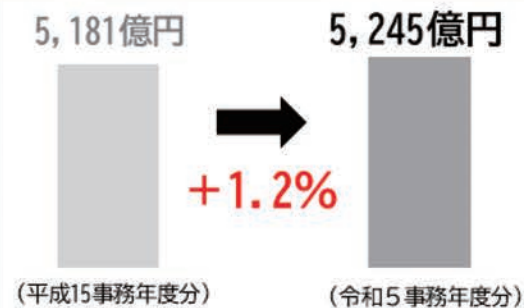
※ 令和7年度の予算額にはデジタル庁一括計上分を含む

実調率



※1 「法人実調率」は、実地調査の件数を法人数で除したものの。
※2 「個人実調率」は、実地調査の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

追徴税額

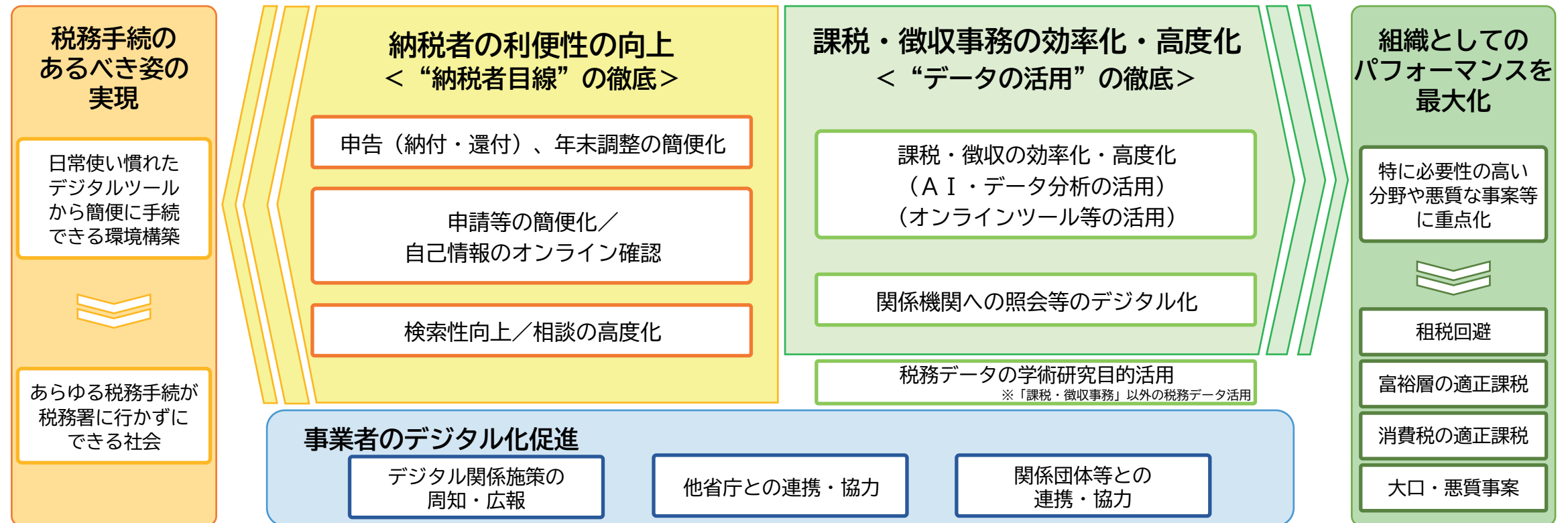


※ 所得税・法人税・消費税の合計

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション –税務行政の将来像 2023–

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組めます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。

税務行政の将来像

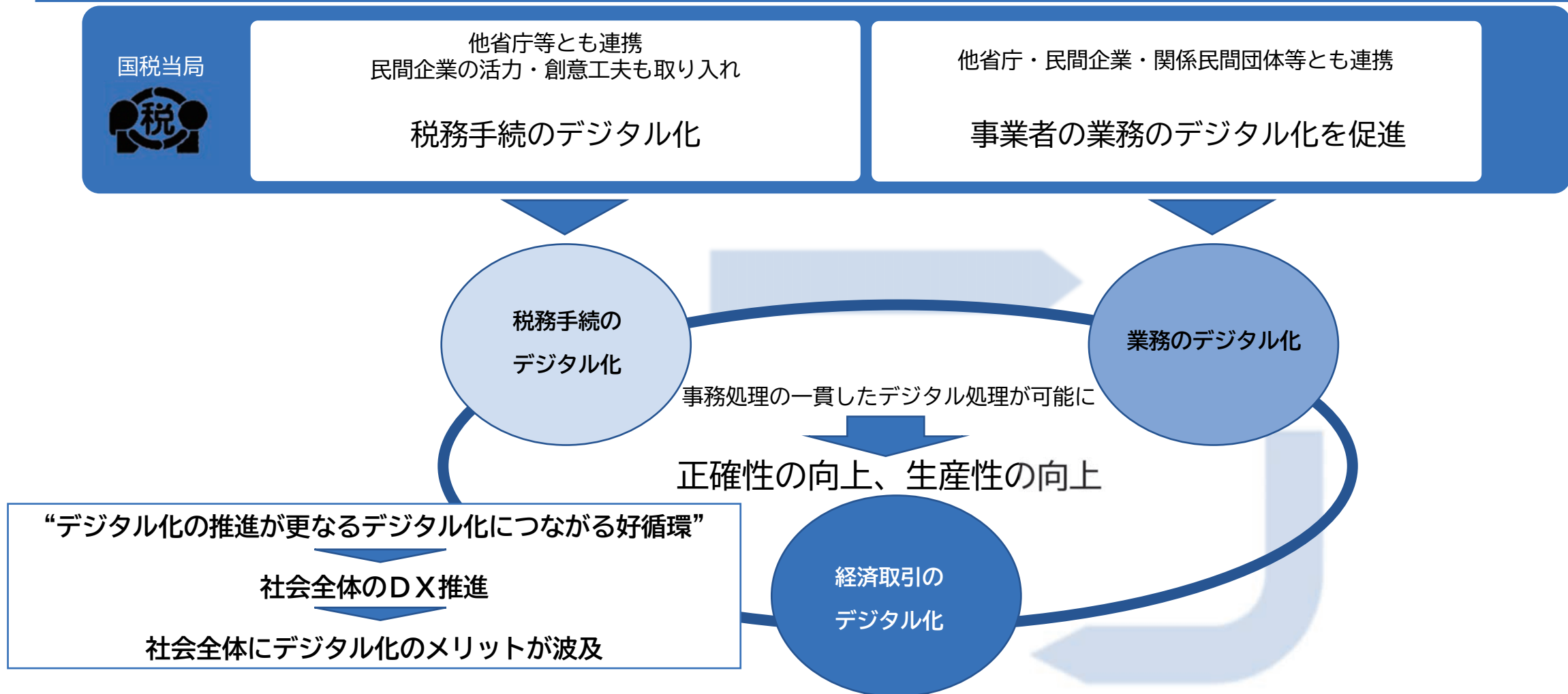


「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

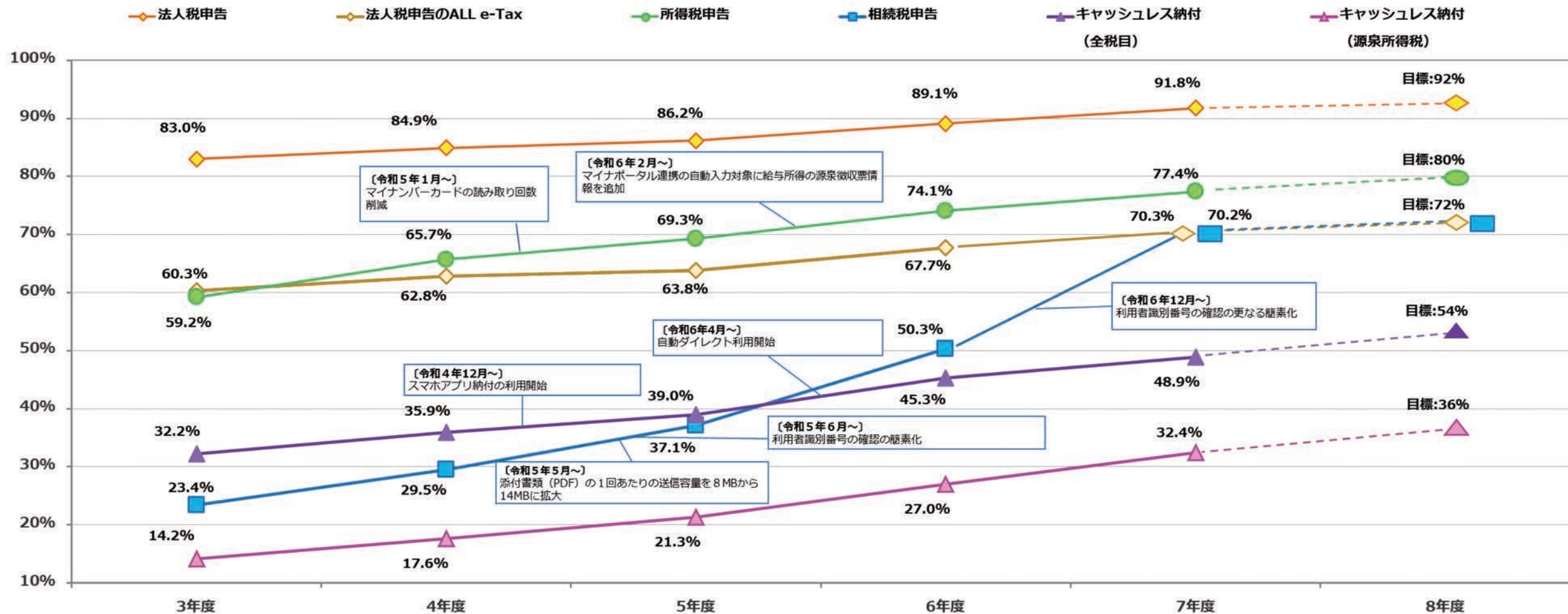
税務を起点とした社会全体のDXの推進（イメージ）

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



オンライン（e-Tax）利用率の推移

- ◆ 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続きが可能です。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加しています。令和8年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。



※ 令和7（2025年）年度の各計数は速報値です。なお、確定値は令和8（2026）年10月頃にe-Taxホームページで公表予定です。

法人税申告のALL e-Tax

- ◆ 国税庁では、個々の税理士に対するALL e-Taxの利用勧奨に積極的に取り組んでいます。
- ◆ ALL e-Taxとは、法人税申告について、主要な別表、財務諸表や勘定科目内訳明細書など、申告書に添付すべきものとされている添付書類を全てe-Taxで送信することをいい、業務の効率化・ペーパーレス化・コスト削減といったメリットがあります。

税務手続のデジタル化

e-Tax利用拡大のための課題②

2025.6.13

経済社会のデジタル化への対応
と納税環境整備に関する専門家
会合（第3回）資料抜粋

<法人税申告のALL e-Taxについて>

国税庁では、納税者や税理士の利便性向上と税務行政の効率化のため、法人税申告書本体だけでなく、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進。

財務諸表データの送信方法

パターン① ソフト間に互換性がある場合



パターン② ソフト間に互換性がない場合



e-Taxで申告をしているがALL e-Taxではない法人は、その9割以上が添付書類のうち財務諸表を書面で提出。更なる利用拡大のためには財務諸表の作成・送信が課題。法人が財務諸表を書面で提出する背景・理由は、以下のとおり。

- ・ 会計ソフトは税務申告を主目的としたものではないため、財務諸表データをe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能は基本的に実装されていない。
- ・ また、税務（申告）ソフトについても、各ソフトベンダーの経営上の判断から、他社の会計ソフトで作成された財務諸表データを取り込む機能が実装されていない（実装されている場合でも一部の会計ソフトに限られることが多い）。

⇒ 財務諸表データの送信に当たり、会計ソフトと互換性のある税務（申告）ソフトを利用していれば問題は生じない（パターン①）。

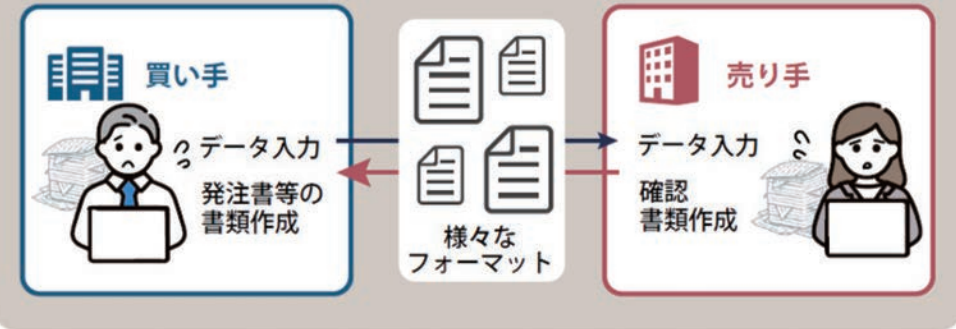
一方、互換性がない場合には、e-Taxで受付可能な国税庁標準フォームのデータ形式に手動で変換（勘定科目の設定等）する（パターン②）必要があり、この初期設定に手間がかかる。また、e-Taxで提出する財務諸表上の勘定科目が、会計ソフトで法人が使用した勘定科目と異なることについて、法人や税理士に抵抗感がある。

2 事業者のデジタル化促進 ～デジタルシームレスの実現を目指して～

事業者の業務のデジタル化のメリット

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上やバックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを享受することが期待されます。
- ◆ このため、国税庁では、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイス等の事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っています。

紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合



- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です!

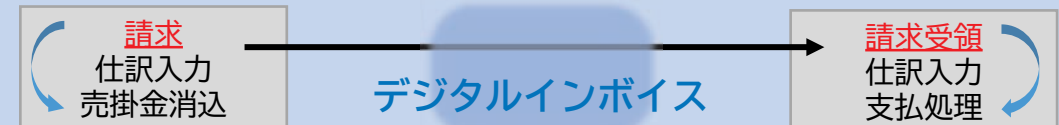
クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング



デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



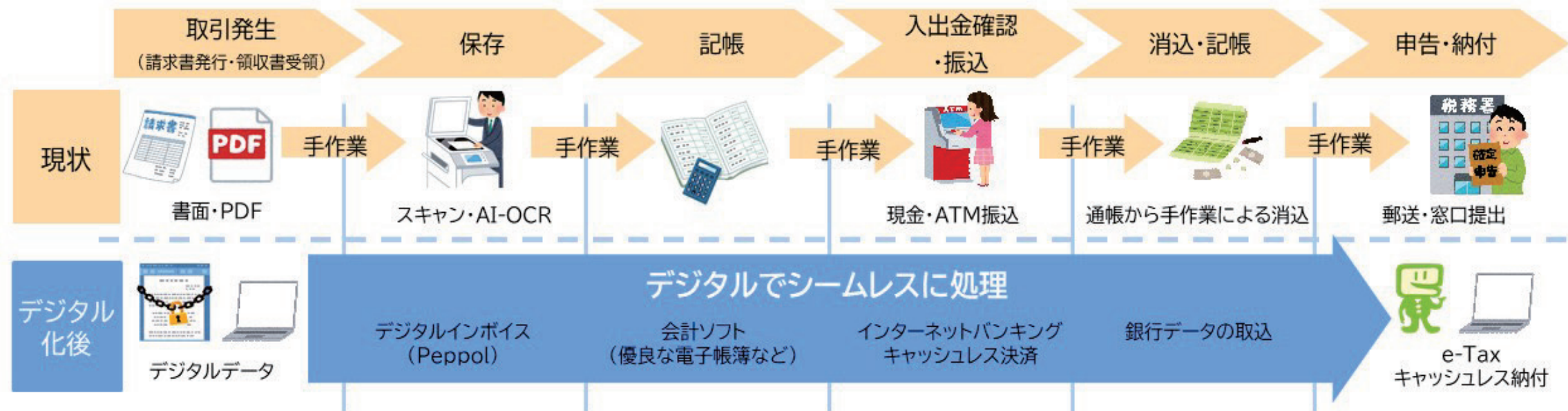
事業者のデジタル化促進が目指す方向性 ～ デジタルシームレス ～

目指す方向性 ～取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及～

事業者の方が日頃行う事務処理について、①請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、②当該データが変更等されず保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録され、④そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業が介さないため、事業者の事務負担の軽減等や税務コンプライアンスの向上を図ることが期待される。

令和7年度税制改正では、上記①～③までに対応した制度が新設されたところ、国税庁においては、当該措置の周知広報を含め、デジタルシームレスの普及に向けて引き続き積極的に取組を進める。

■ デジタルシームレスの効果



(出典:令和6年11月13日 第1回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 財務省提出資料場抜粋・一部加工)

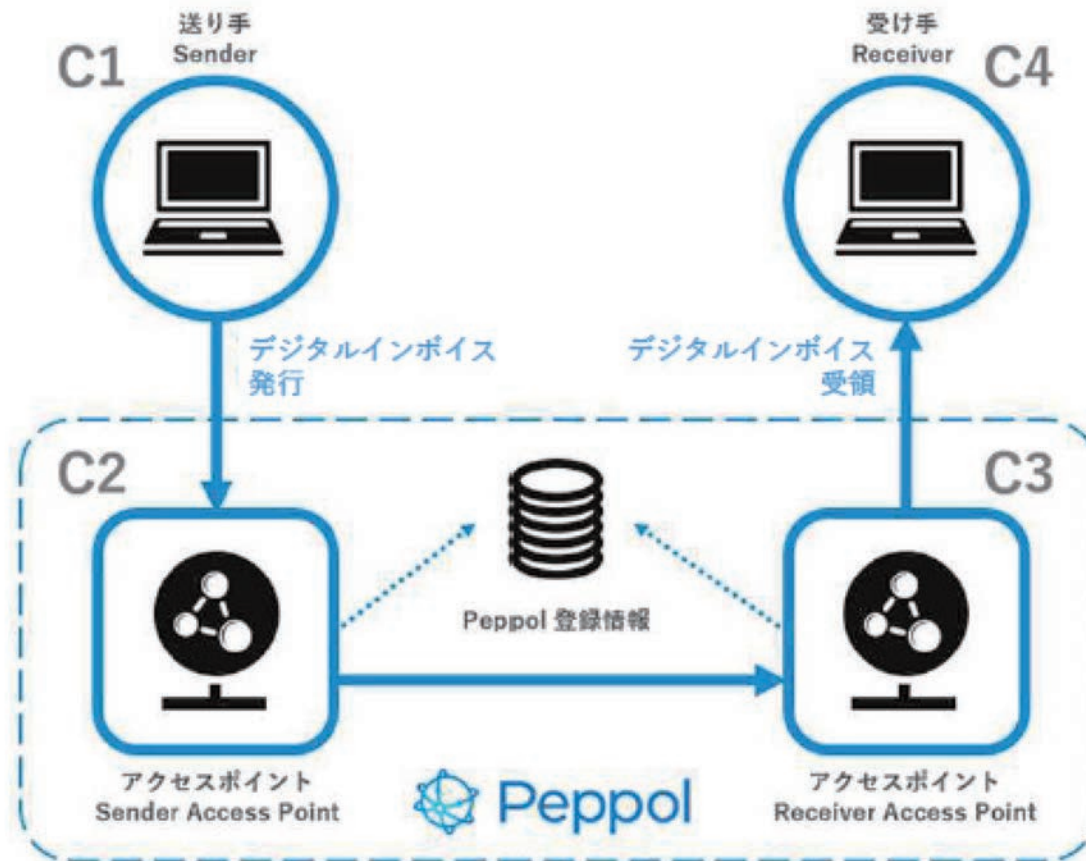
「デジタルインボイス(Peppol)」の概要

- ◆ デジタルインボイス (Peppol) は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組み。
- ◆ すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待される。
- ◆ デジタルインボイス (Peppol) 対応サービスであれば、異なるシステム間でも送受信が可能。



「デジタルインボイス(Peppol)」の仕組み(4コーナーモデル)

- ◆ 日本のデジタルインボイスについては、グローバルな標準仕様である「Peppol（「Pan European Public Procurement Online」の略）」をベースに、日本国内の標準仕様（JP PINT）を策定。
- ◆ Peppolユーザーは、アクセスポイントを経てPeppolのネットワークに接続することで、参加する全てのユーザーとデジタルインボイスをやり取りすることが可能。



■ 4コーナーモデルと呼ばれるアーキテクチャ

- ◆ Peppolユーザー(C1、C4)は、アクセスポイントを通じてPeppolネットワークに接続
- ◆ デジタルインボイスの送り手(C1)はアクセスポイントC2にインボイスデータを送信
- ◆ インボイスデータはアクセスポイントのC2からC3に転送される
- ◆ 最後にC3から受け手(C4)にデジタルインボイスが送信される

「デジタルインボイス(Peppol)」のメリット

① 請求書の印刷や封入・入力が不要

紙の請求書で必要だった印刷・封入といった発行側の事務処理が不要となるほか、受領側においても、請求書のシステムへの入力作業が不要となります。

また、PDFの電子インボイスと比べても、受領側のシステム入力作業が不要となるほか、メールのやりとりも不要となります。

paperless

② ヒューマンエラーの防止

デジタルインボイスでは、送信時に必要事項のチェックが行われるため、ヒューマンエラーによる入力（記載）漏れが防止できます。

これまで入力チェックに費やしていた時間をより付加価値の高い業務に注力することができ、受領側においても、請求書の確認に係る作業が省力化されます。

human error

③ 自動処理・自動仕訳などが可能

デジタルインボイスは、標準化された請求データのため、システム上で自動処理が可能となります。

例えば、自動仕訳に対応した会計ソフト等では、請求書の受領からシステムへの入力、仕訳の処理までの自動化が可能です。

automate

④ 異なるシステム間でも送受信可能

デジタルインボイスは、グローバルな標準仕様である「Peppol」をベースに、日本国内の標準仕様（JP PINT）を採用しているため、対応しているシステム間であれば、異なるシステムであっても直接データのやりとりが可能です（30社以上のサービスが対応）。

system

「デジタルインボイス(Peppol)」の導入方法

STEP 01

デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の確認/導入

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。
既に30社以上の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しています。
対応していない場合は、対応したサービスの導入が必要となります。

デジタルインボイス対応済サービス

デジタルインボイス
対応済サービス一覧



デジタルインボイス推進協議会
(EIPA)ホームページ

STEP 02

ペポル 「Peppol ID」の取得

利用開始に当たっては、デジタル庁に認定を受けたPeppolサービスプロバイダから「Peppol ID」を取得する必要があります。取得方法は、ご利用のサービスによって異なりますが、導入しているデジタルインボイス対応済サービスを通じて取得することが一般的です。 ※ Peppol IDの取得には適格請求書発行事業者登録番号または法人番号が必要となります。

Peppol ID

STEP 03

取引先のPeppol IDの収集・取引先への案内

デジタルインボイスを取引先へ送信するためには、取引先のPeppol IDが必要となります。また、送付開始に当たっては、取引先への送付方法の変更の案内等を行った上で、開始するのが一般的です。デジタルインボイスでの請求書の受領を希望する場合は、請求元へ自社のPeppol IDを伝える必要があります。

取引先のPeppol IDの収集

取引先への開始案内

STEP 04

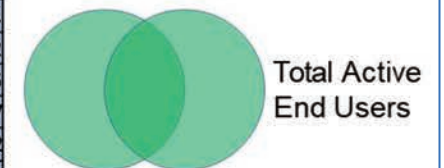
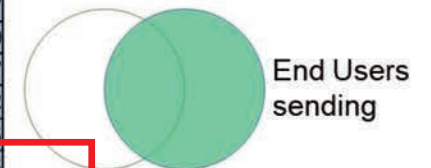
デジタルインボイスの送信開始

送信開始

※ 上記はデジタルインボイス導入に当たっての一般的な手順を記載したものであり、ご利用のシステム等により詳細は異なります。

End User Statistics per jurisdiction – total active end users

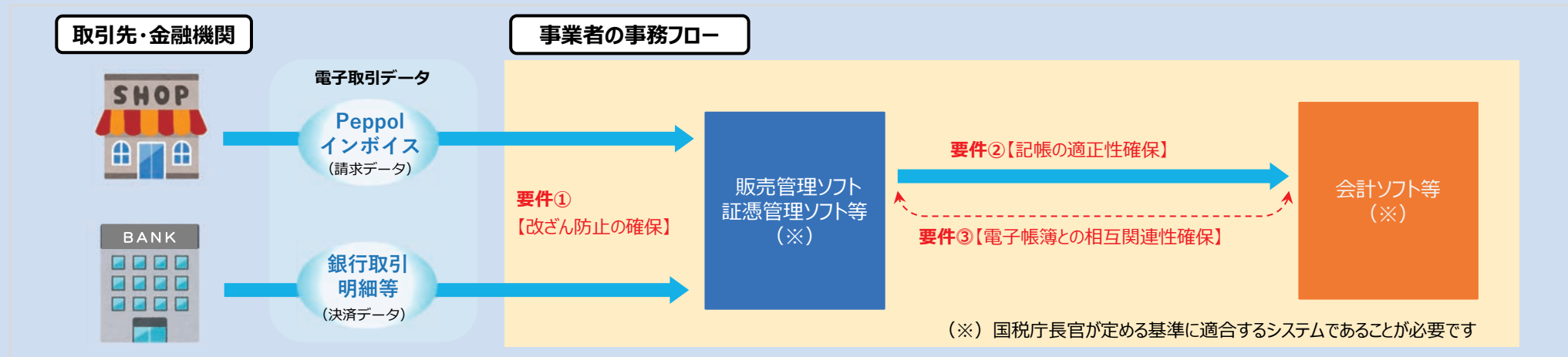
	Country	Total Active End Users												
		Apr 26	Mar 26	Feb 26	Jan 26	Dec 25	Nov 25	Oct 25	Sep 25	Aug 25	Jul 25	Jun 25	May 25	Apr 25
1	Belgium	1.978.506	1.862.495	1.788.001	1.715.411	769.261	604.346	377.377	325.404	266.423	255.948	228.750	211.941	188.597
2	Norway	1.089.016	1.151.918	1.100.831	1.120.765	1.124.113	1.107.258	1.151.699	732.059	775.978	759.039	805.567	705.767	778.872
3	Sweden	176.984	158.285	149.024	145.226	158.794	152.070	169.413	163.228	147.338	137.803	156.726	156.819	150.986
4	Australia	53.461	53.425	53.398	46.310	45.249	48.999	51.187	50.357	49.801	44.030	42.582	39.899	38.312
5	Netherlands	47.506	45.966	34.723	41.875	38.790	35.991	32.881	30.357	24.620	25.804	25.535	25.053	24.811
6	Iceland	25.017	25.691	24.048	22.578	21.551	21.088	20.286	17.754	16.412	17.165	16.502	17.084	16.270
7	Germany	11.422	9.369	8.628	8.601	7.137	3.822	2.751	3.695	3.996	74.380	96.468	20.663	6.971
8	UK	11.422	11.027	10.980	9.163	8.636	9.569	9.961	9.695	9.792	9.427	9.130	8.856	8.549
9	Luxembourg	10.777	5.133	9.797	10.370	10.805	9.323	8.876	8.166	7.063	9.260	8.638	8.401	8.404
10	New Zealand	10.639	10.352	10.125	9.393	7.718	10.039	9.992	9.760	9.723	9.472	9.233	8.941	8.687
11	Greece	9.039	8.950	41.114	33.098	57.486	47.595	32.210	43.759	29.415	45.047	41.017	30.300	29.410
12	France	8.678	7.533	6.096	6.456	4.881	3.571	3.508	2.323	1.311	1.612	1.576	1.426	1.467
13	Denmark	7.992	7.814	8.761	9.833	9.303	8.815	8.971	8.311	7.682	6.687	8.257	7.596	7.722
14	Lithuania	6.955	6.903	6.813	6.557	7.119	7.090	7.105	7.180	7.036	6.819	6.747	6.321	6.435
15	Japan	6.899	6.732	6.719	6.665	6.483	6.479	6.391	6.361	6.232	6.190	6.052	5.974	5.865
16	Singapore	5.868	5.789	5.431	3.579	5.347	4.092	1.880	3.294	3.509	3.500	3.431	3.412	3.365
17	Italy	4.953	5.736	6.002	6.664	5.960	5.770	5.943	5.850	5.312	6.077	5.789	6.034	5.207
18	Finland	3.997	4.636	3.771	3.114	2.848	2.887	3.017	2.845	2.638	2.775	2.960	2.456	2.635
19	Malaysia	647	517	507	657	514	538	268	479	395	362	277	260	252
20	Poland	606	771	1.130	1.661	1.510	1.305	1.345	1.313	1.239	1.343	1.357	1.326	1.381
21	Ireland	98	75	69	76	57	41	49	52	43	57	51	50	42
22	Portugal	86	62	67	46	22	20	20	22	19	22	19	23	16
23	Slovakia	19	18	18	14	9	7	10	5	5	7	8	8	7
24	UAE	10	10	15	11	4	2	3	3	1	1	2	2	2
25	Other	5.170	4.826	4.072	4.442	3.620	2.602	2.619	2.626	2.138	2.291	2.360	2.191	2.098
		3.475.767	3.394.033	3.280.140	3.212.565	2.297.217	2.093.319	1.907.762	1.434.898	1.378.121	1.425.118	1.479.034	1.270.803	1.296.363



令和7年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直し

- ◆ 令和7年度税制改正において、デジタルインボイスによる請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組み（デジタルシームレスの一部）が電子帳簿保存法上に位置付けられ、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件（下記の税制改正イメージ①～③の要件）を満たして送受信・保存を行った場合、重加算税の加重の適用対象から除外される等の税制上の措置を受けられることとなった。
- ◆ 国税庁においては、本件税制改正を契機として、デジタルインボイスの普及に向けてより一層取組を進める。

令和7年度税制改正のイメージ



- (1)重加算税の10%加重適用対象から除外(令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税及び法人税について適用)
- (2)青色申告特別控除の適用要件の拡大(令和9年分以後の所得税について適用)

令和8年度税制改正における記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直しの概要

- ◆ 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。
- ◆ 近年における会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下の見直しを行う(令和9年分以後の所得税について適用)。
 - ① 請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる(65万円→75万円)。
 - ② 簡易簿記による控除(10万円)の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。
 - ③ 複式簿記による控除(①を除く。65万円)の適用は、電子申告を条件とする。

○ 現行制度

条件	控除額
複式簿記+イ~ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記(上記イ~ハを満たさず≒書面申告)	55万円
簡易簿記	10万円



○ 見直し案

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】(注1)	

(注1)簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下(事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下)の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

(注2)本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)の概要

生産性向上を目指す皆様へ

令和8年1月
時点版

「デジタル化・AI導入補助金」で
IT導入・DXによる生産性向上を支援！

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた
ITツール等の導入費用を支援！

**インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも
活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！**

補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応や
キャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家
経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受
発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援
します。
・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注
ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを
支援します。

セキュリティ対策推進枠

・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊
サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

経済産業省

中小企業庁

Be a Great Small.
中小機構

QRコード

チラシのダウンロードはこちら！

デジタル化・AI導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援する補助金。

1 補助対象事業者

- 中小企業・小規模事業者等
(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業のほか、製造業や建設業等も対象)

2 補助対象ツール

- 事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開(登録)されているITツール(ソフトウェア、サービス等)が対象。
- 相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

3 申請方法

- 補助金申請者(中小企業・小規模事業者等)は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要

※ 令和8年1月時点の情報です。最新の情報は、「デジタル化・AI導入補助金」のホームページにてご確認ください。

デジタルインボイス(Peppol)普及に向けた課題

- ◆ デジタルインボイスについては、売り手買い手双方のシステム対応が必要など、固有の課題が存在。
- ◆ 現状把握している課題については以下のとおりであり、普及に向けた各種取組に当たっては当該事項に留意が必要。

○ 普及に向けた主な課題

項目	課題詳細
認知度不足	事業者デジタルインボイスが認知されておらず、検討の俎上にも上がらない状況であることから、まずは、デジタルインボイスの認知度向上を図る必要がある。
	事業者の身近な存在である税理士についてもデジタルインボイスが認知されているとは言い難く、関与先納税者へ周知できていない。
取引上の関係性等	請求書送付側からは顧客である取引先へデジタルインボイスの受領を依頼しにくい。
	取引の相手方が対応していないと送信等ができず、効率化が図られない。
導入メリットの訴求	デジタルインボイスの導入のきっかけとなる、目に見えるメリット（請求から決済まで自動連携する仕組みの導入など）の訴求が必要。
	AI-OCR（電子インボイス）との差別化を図る必要（目の前のわかりやすい効率化を超えるメリットを訴求できるか）
	デジタルインボイス導入のきっかけとなる何らかのインセンティブ措置が必要。
導入手順やマニュアル、情報の不足	デジタルインボイスに興味を持った事業者が導入を検討する際に、具体的な導入の手順やPeppol IDの取得の仕方などの手順がわかりやすく紹介されたページやマニュアルがわかりやすく整理されておらず、興味を持った事業者が導入に至らない。
	対応済サービス利用者であっても、自己の利用サービスでどの程度の追加費用でサービスが利用できるのかがわかりづらいため、導入に当たっての検討が行えない。
	導入済みの会計ソフトで追加費用なしでデジタルインボイスが使用できる場合があっても、事業者はその事実を把握していない。
導入コスト等	既に独自EDIなどを導入している大企業等においては、大規模なシステム改修コスト等を投下してまで対応するメリットが訴求できない。
	送信件数に応じた従量料金制となっているソフト等があり、PDFの電子インボイスの送信等と比較してランニングコストがかかる。

デジタルインボイス(Peppol)普及に向けた課題への対応

◆ デジタルインボイスの普及に向けた課題への対応方針は以下のとおり。

【認知度不足】

- ユーザーのニーズを踏まえた周知広報（E I P A）
- 税理士、事業者向けのセミナーにおいて、デジタルインボイスに係る研修の実施（日税連、国税庁）

【取引上の関係性等】

- Peppolの発行または受領を希望する顧客を集約し、E I P AのHPに掲載（E I P A）【P】

【導入メリットの訴求】

- デジタルインボイス導入事例の公表（E I P A、国税庁）
- 令和8年度税制改正による青色申告特別控除の見直しを契機とした周知広報（E I P A、国税庁）

【導入手順、マニュアル、導入コスト】

- 各社ソフトのデジタルインボイス導入に係る手順等をE I P AのHPに集約（E I P A）

◆ デジタルインボイスの普及に向けた、国税庁における今後の主な取組方針は以下のとおり。

- 1 令和8年度税制改正による青色申告特別控除の見直しを契機とした周知広報
- 2 取引先への利用拡大を見据えた地域の中核となる企業等への利用促進
- 3 政府調達（BtoG）におけるデジタルインボイスの更なる利用拡大

デジタルインボイスの導入事例動画



経理業務のDX～ご存じですか？
Peppolインボイス～



デジタルインボイスの導入事例～
売り手も買い手も経理業務が効率化！



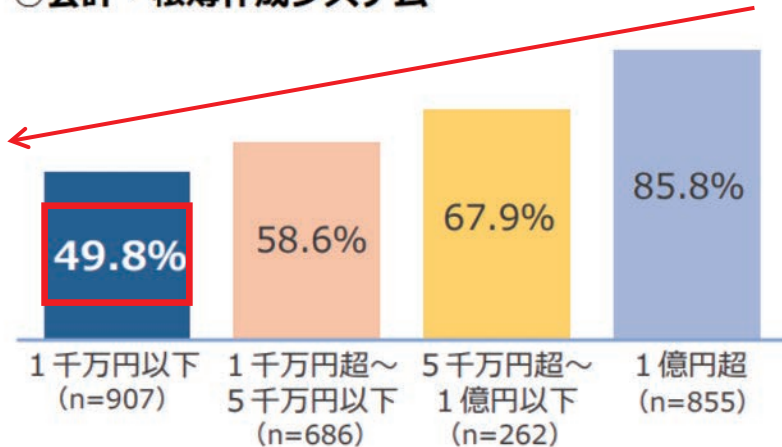
(参考) 事業者のDXの取組状況

経理業務システムの導入状況（売上規模別）

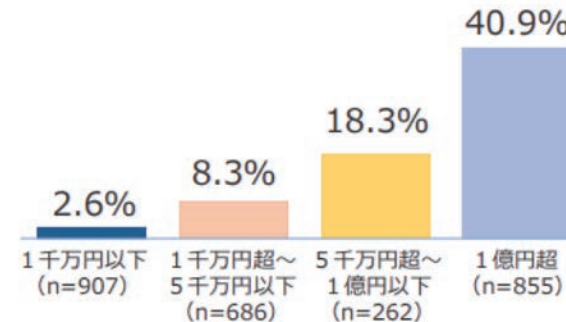
- ◆ 全体的に規模が小さくなるほど、各種経理業務システムの導入割合が低くなっている状況
- ◆ 会計・帳簿作成システムについては、売上高1千万円以下であっても約半数が導入しているが、他のシステムについてはまだまだ伸びしろがある状況。

【経理業務システムの導入状況（売上規模別）】

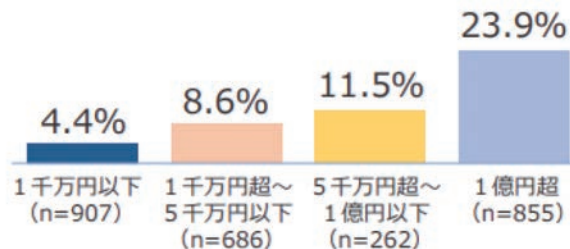
○会計・帳簿作成システム



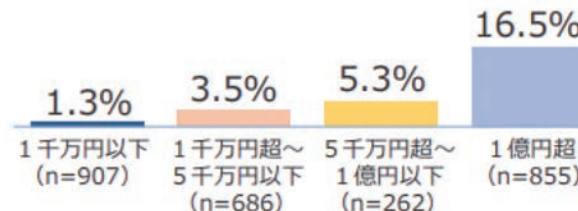
○受発注管理システム



○納税システム

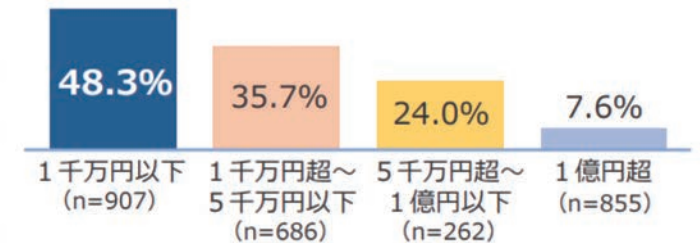


○電子契約システム



○いずれも導入していない

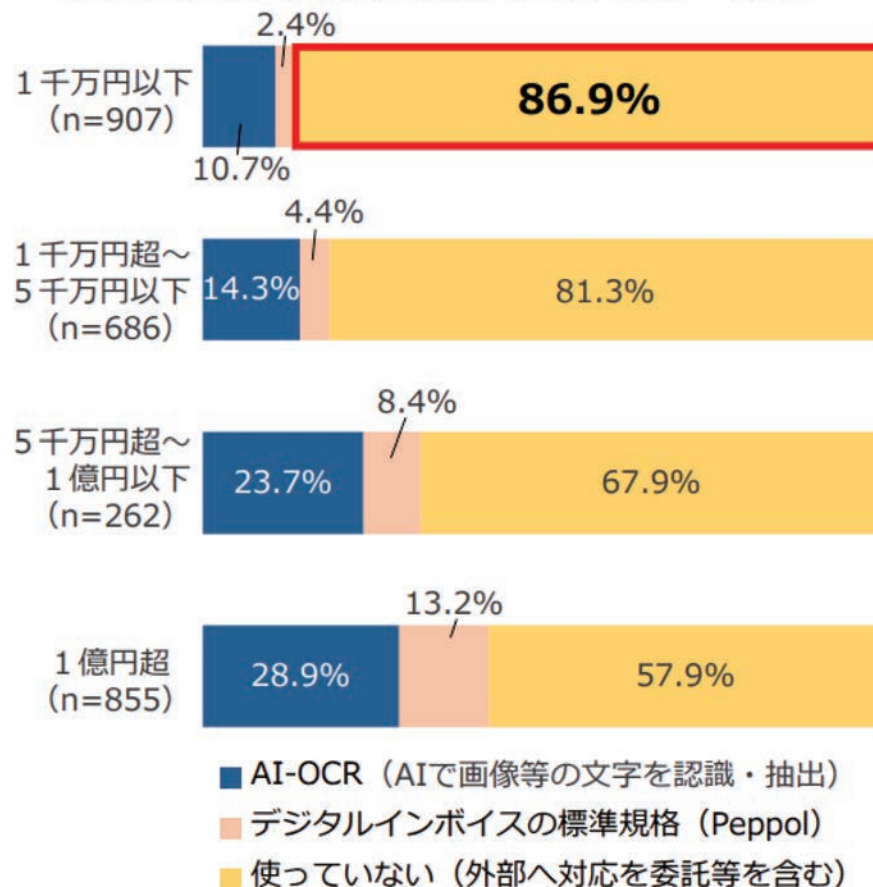
※受発注管理、電子契約、会計・帳簿作成、納税
いずれのシステムも導入していない事業者



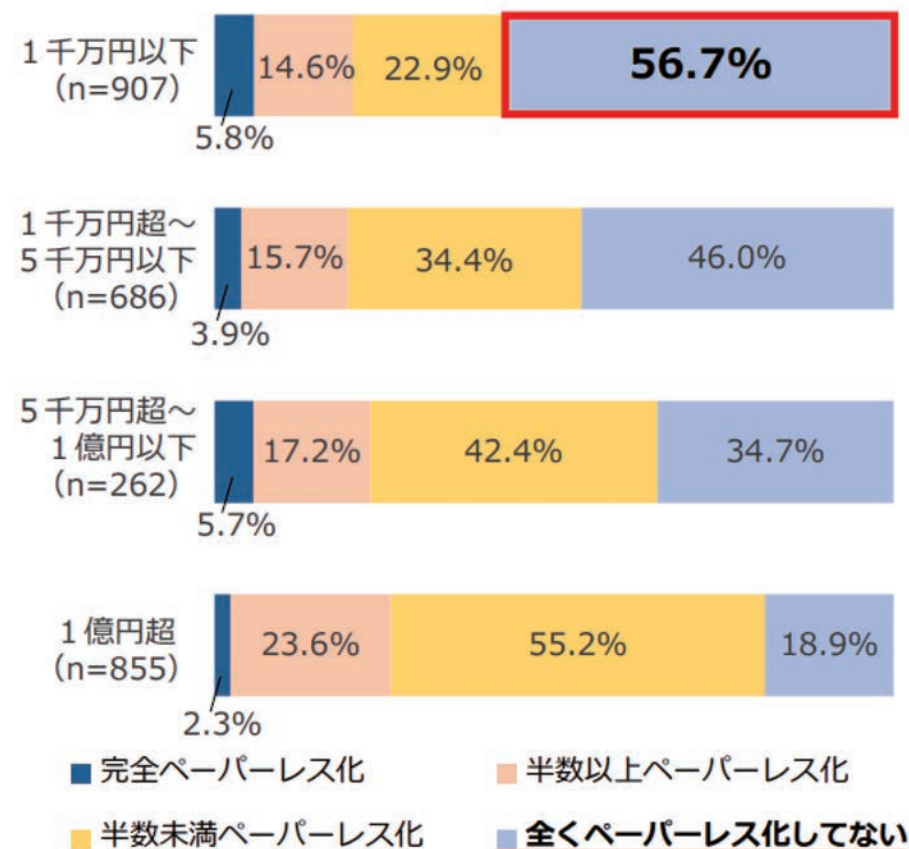
ツールの活用及びペーパーレス化の状況

- ◆ 規模が小さくなるほど、インボイス対応のためにツールを活用する割合が低く、「売上高1千万円以下の事業者」では86.9%が自社でツールを活用していない
- ◆ 規模が小さくなるほどペーパーレス化が進んでおらず、「売上高1千万円以下の事業者」では56.7%が全くペーパーレス化していない

【インボイス対応に活用しているツール】



【経理業務のペーパーレス化の状況】

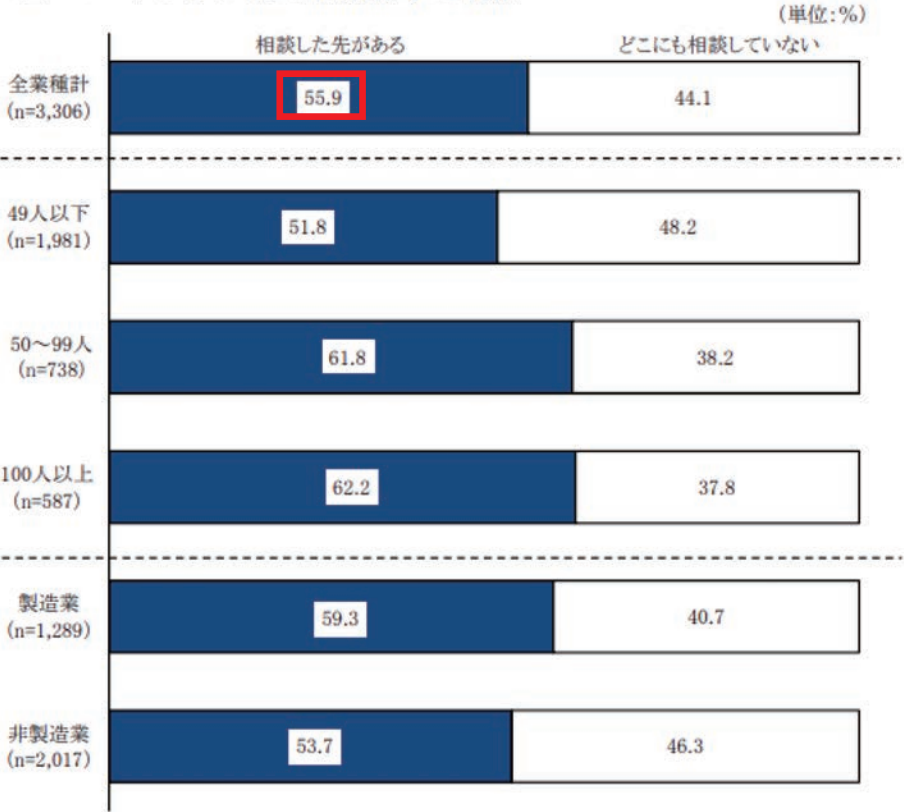


(出典) 2025年9月9日「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査結果」(日本・東京商工会議所)

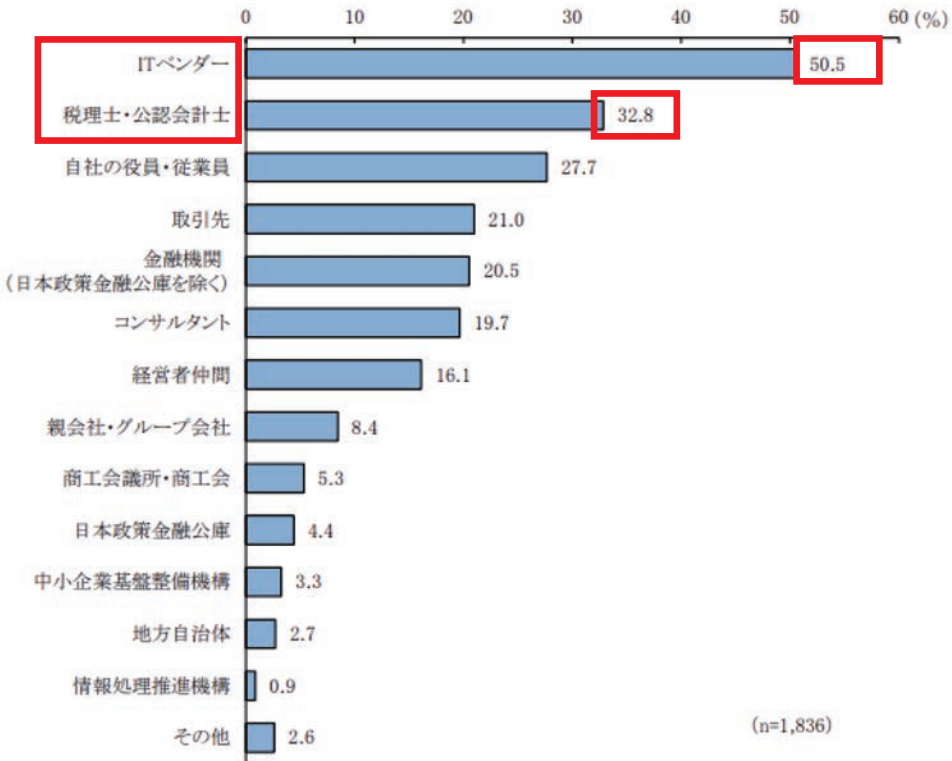
デジタル化の相談相手

- ◆ デジタル化の相談相手の有無をみると、「相談した先がある」が55.9%となっている（図－4）。従業員規模別にみると、「相談した先がある」は規模の大きい企業ほど多くなっている。
- ◆ 相談した先があると回答した企業に、具体的な相談相手を尋ねたところ、「ITベンダー」（50.5%）、「税理士・公認会計士」（32.8%）、「自社の役員・従業員」（27.7%）の順で割合が高くなっている（図－5）。

図－4 デジタル化の相談相手の有無



図－5 デジタル化の相談相手



(注) 1 図－4で「相談した先がある」と回答した企業に尋ねたもの。
2 デジタル化の相談相手ごとに、「相談している」と回答した企業を集計したもの。

デジタル化を進めるに当たっての具体的な相談内容

- ◆ デジタル化を進めるに当たっての具体的な相談内容をみると、ほとんどの相談相手に、「目的に合うデジタルツールの選択」が最も多い。

表-2 デジタル化を進めるに当たっての具体的な相談内容（三つまでの複数回答）

（単位：%）

	自社の考える デジタル化の 方針の 是非	目的に合う デジタル ツールの 選択	既存の システムから の移行方法	導入済みの デジタル ツールの 改良方法	デジタル化に 向けた機運 の醸成	デジタル化の 推進を主導 する人材の 確保	社内の デジタル リテラシーの 向上	コストの 把握・低減	資金調達 (融資・補助 金など)	情報 セキュリティ の管理
ITベンダー	29.7	75.7	44.8	31.3	3.1	1.5	4.4	14.6	3.6	19.8
税理士・公認会計士	26.5	52.7	33.9	16.4	2.6	1.8	2.3	19.9	11.5	4.4
自社の役員・従業員	50.5	59.9	30.1	19.6	13.4	8.6	15.2	18.2	5.2	10.2
取引先	23.8	66.6	29.0	24.1	6.0	2.2	3.3	14.5	3.3	16.7
金融機関 (日本政策金融公庫を除く)	24.8	50.4	21.7	5.7	7.7	3.4	4.0	12.0	39.3	6.3
コンサルタント	39.8	60.2	30.4	17.5	8.7	4.2	10.8	16.3	9.0	10.5
経営者仲間	36.7	61.1	17.0	14.4	11.5	4.8	6.7	20.4	8.1	8.9
親会社・グループ会社	34.7	68.0	36.1	16.3	7.5	4.1	9.5	19.7	5.4	19.7
商工会議所・商工会	26.4	41.8	13.2	8.8	9.9	5.5	4.4	7.7	31.9	4.4
日本政策金融公庫	21.1	23.9	11.3	7.0	2.8	0.0	1.4	7.0	66.2	1.4
中小企業基盤整備機構	45.6	52.6	21.1	7.0	8.8	10.5	14.0	12.3	10.5	7.0
地方自治体	26.7	42.2	20.0	6.7	11.1	8.9	6.7	4.4	26.7	6.7
情報処理推進機構	26.7	46.7	20.0	0.0	6.7	0.0	13.3	13.3	6.7	33.3
その他	38.3	61.7	40.4	14.9	4.3	6.4	14.9	19.1	8.5	14.9

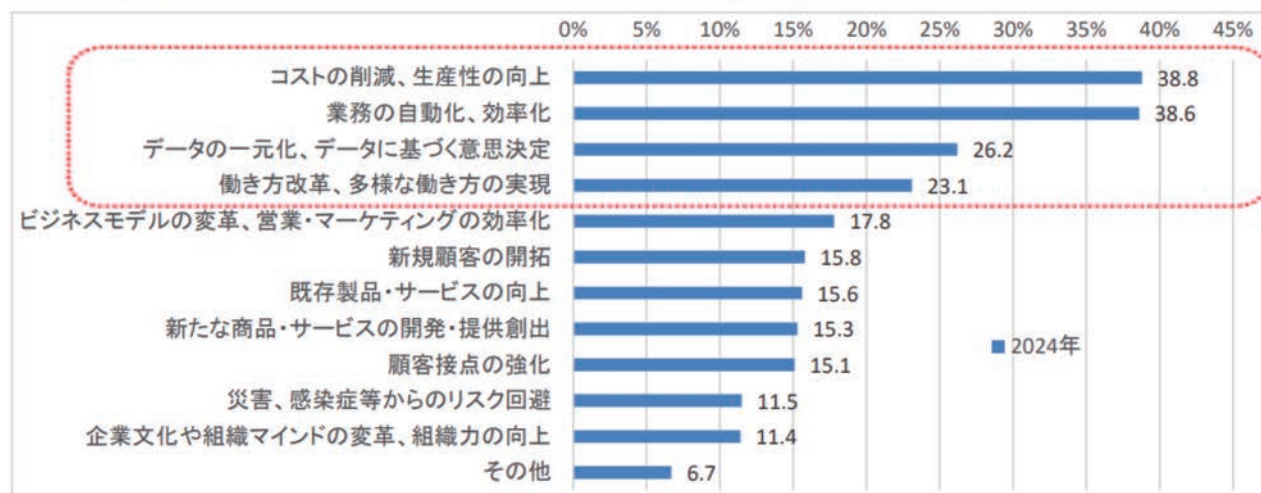
（注）1 デジタル化を進めるに当たっての相談内容について、相談相手ごとに3つまで尋ねたもの。

2 網かけは、それぞれの相談相手について、色が濃くなるほど高い割合の相談内容であることを示す。

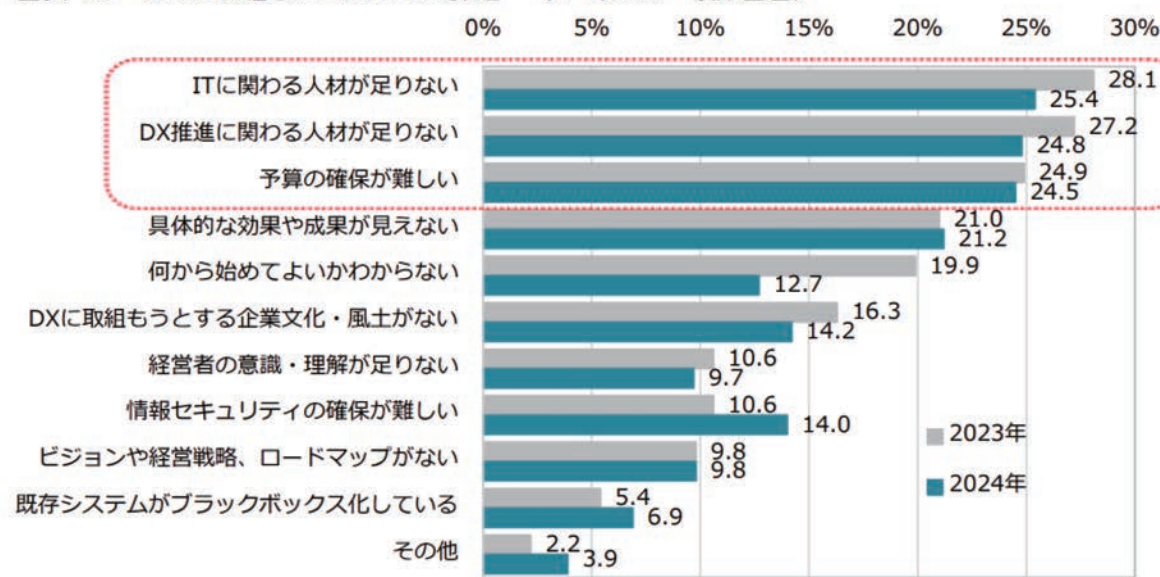
DXに期待する成果・取組むに当たっての課題

- ◆ DXに期待する成果・効果は、上位を見ると「コスト削減、生産性の向上」（38.8%）、「業務の自動化・効率化」（38.6%）となっており、次いで「データの一元化、データに基づく意思決定」（26.2%）、「働き方改革、多様な働き方の実現」（23.1%）という状況
- ◆ DXに取り組むに当たっての課題については、「ITに関わる人材が足りない」（28.1→25.4%）、「DX推進に関わる人材が足りない」（27.2→24.8%）と前回調査から下回っている一方で、「情報セキュリティの確保が難しい」（10.6→14.0%）については、3.4ポイント上回っている

図表 5 DXに期待する成果・効果 (n=1,000 複数回答)



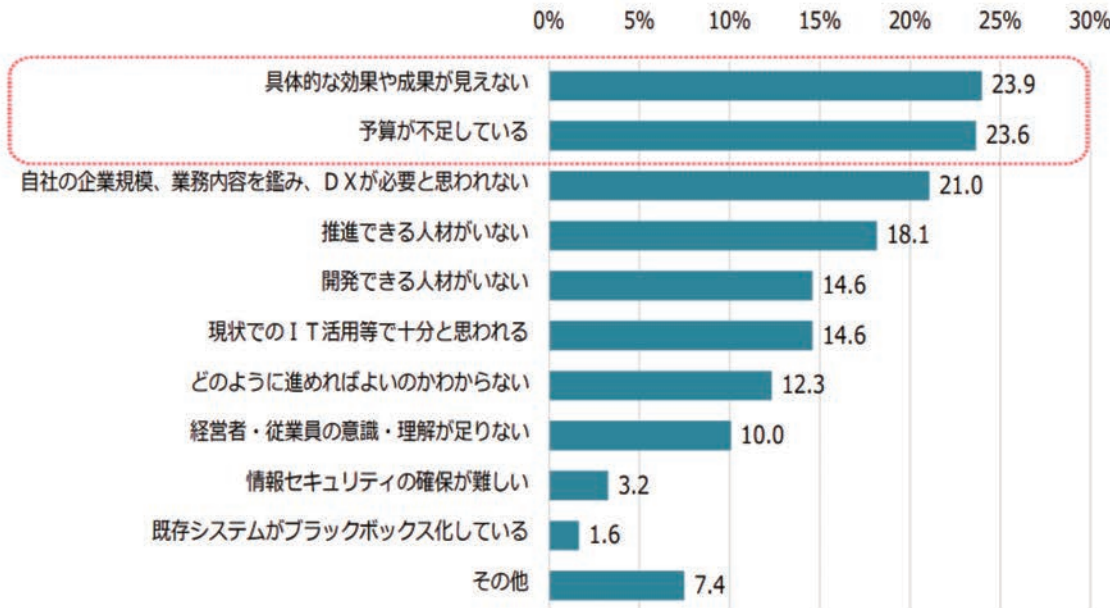
図表 15 DXに取り組むに当たっての課題 (n=1,000 複数回答)



D Xに取り組まない理由・D Xの推進に向けて期待する支援策

- ◆ D Xに取り組まない理由としては、「具体的な効果や成果が見えない」（23.9%）、「予算が不足している」（23.6%）が高い割合
- ◆ D Xの推進に向けて期待する支援策としては、「補助金・助成金」（41.6%）、「中小企業のためのDX推進指針の策定・公表」が高い状況であるが、特に、「専門家の派遣」（16.4%）が前回調査の13.0%から3.4ポイント上昇している

図表 19 D Xに取り組む予定のない理由（n=309 複数回答）



図表 22 D Xの推進に向けて期待する支援策（n=1,000 複数回答）

